平成２９年（フ）第５６８３号
大阪市福島区野田６丁目３番26―210号
債務者　岡村　佳和
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　弘幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７５号
釧路市中鶴野41番20号
債務者　加藤　孝子
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤川　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２４１号
岡山県倉敷市昭和１丁目２番33号　宏栄ハイツ302号
債務者　中島佐代子
1　決定年月日時　平成30年１月16日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷　　和子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第５７９６号
大阪府豊中市曽根東町６丁目５番３―1204号、前住所大阪府箕面市牧落５丁目８番１―1001号
債務者　山下　卓述
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洞　　良隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６４号
兵庫県多可郡多可町中区奥中883番地
債務者　眞鍋二三代
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　英一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第３６７号
大分市大字古国府18番地の３
債務者　斉藤　百希
1　決定年月日時　平成30年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北崎裕一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５３３号
鹿児島県鹿児島市谷山中央１丁目5013番地９コーポいずみ202号
債務者　塚田　慧美
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中佐和子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月22日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１０７号
秋田県湯沢市岡田町８番９号
債務者　中川　敦子
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第１９９１号
名古屋市北区楠４丁目2002番地　北ウィングＢ棟Ｂ１号
債務者　船木アンナ真梨子
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３５８号
北海道亀田郡七飯町本町２丁目23番22号　インペリアルロッジ参番館２号
債務者　笹木　麻椰
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３６７号
函館市西桔梗町824番地４
債務者　斉藤　聡美
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３７３号
函館市松川町41番８―404号
債務者　住田宗一郎
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１１１号
岐阜県大垣市林町１丁目12番地
債務者　淺野　　剛
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第１１４号
岐阜県大垣市新田町１丁目16番地　アークビラ　207
債務者　早崎　正城
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第３６４号
愛知県豊田市美里４丁目７番地９　サンライズ美里206号
債務者　小料理はなもりこと　金子眞理子
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４５８号
愛知県西尾市下町下山18番地24
債務者　小野山美和子
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４７３号
愛知県安城市今本町４丁目８番３号　コーポあけぼの101
債務者　安井　浩明
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係